

政令第三百十二号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の三の項（二）中「三の項（二）」の下に「又は（三）」を加える。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項（四十八）中「又は」を「若しくは」に改め、「装置」の下に「又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品」を加える。

別表第一の三の項に次のように加える。

（三） （二） 1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分

品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

別表第一の三の二の項（二）に次のように加える。

9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

別表第一の五の項（十六）中「、熱可塑性の共重合体」を削る。

別表第一の六の項（七）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別表第一の七の項（八の三）の次に次のように加える。

（八の四） 電気光学効果を利用する光変調器

別表第一の七の項（十七）の次に次のように加える。

（十七の二） マスクの製造に用いられる基材

別表第一の七の項（二十二）中「基板」の下に「（十八）に掲げるものを除く。」を加え、同項に

次のように加える。

（二十三） 多結晶の基板（十八）及び（二十二）に掲げるものを除く。）

別表第一の一〇の項（四）中「高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリーク

カメラ若しくは」を削り、「これらの部分品」を「その部分品」に改める。

別表第二の一九の項中「規定する血液製剤」の下に「であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際的な平和及び安全の維持のため、トリチウムの製造に用いられる装置の部分品等について、経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定することとする等の必要があるからである。